

第85号議案

品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月19日

品川区長 濱 野 健

品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年品川区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、「（特別利用教育、特定保育もしくは特定利用地域型保育を受けた2号認定子どもにあつては別表第1のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までおよび別表第2のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯、特定保育もしくは特定地域型保育を受けた3号認定子どもにあつては別表第1のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までおよび別表第2のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)までに属する世帯に限る。）」を削り、「別表第4」を「別表第3」に、「別表第6」を「別表第5」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に、「別表第5」を「別表第4」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「および第2項」を削り、「別表第6」を「別表第5」に改め、同項を同条第4項とする。

別表第3を削る。

別表第4中「のC階層の第2階層からD階層の第2階層(1)まで」を削り、同表を別表第3とし、別表第5を別表第4とし、別表第6を別表第5とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項から第4項までおよび別表第3から別表第5までの規定は、令和元年10月以後の月分の利用者負担額について適用し、同年9月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

(説明) 利用者負担額の多子軽減制度の対象を拡大する必要がある。